

古月禅材伝の研究(一)

鈴木省訓

応燈關一流の禅は、近世になって大きな展開を遂げたのである。その中心的人物が、白隠慧鶴である。この白隠に並ぶ人物でありながら、白隠の影に隠れ、世にあまり知られていない禅匠に古月禅材がいる。

古月禅材は、日本臨濟宗の中興の祖と言われる白隠ですら、この古月の持つている「不入涅槃」の公案の見処が優れていることを理由に参じようとしたほどの人物である。しかし、白隠は、古月の元に向かう途中で、「不入涅槃」の公案の用処を手に入れることができたため、参じることが止めたと言われる。古月と白隠の出会いは無かったが、古月の元で修行をし、更に印可までも得た者が、その後白隠に参じたりした。白隠の元に参じた者は、その後、白隠の印可を得ると、白隠の禅を挙揚するようになり、そのため古月下の禅は衰退消滅していくのである。これらのことから見るに、古月と白隠の関係は相当に深いものがあると言える。

東の白隠、西の古月と言われ、近世臨濟禅の双壁である二禅匠の研究は、白隠のみに眼が奪われ、古月禅材及び古月下の研究はほとんどなされていない。そこで、今回より、古月禅材その人と古月下の研究

を古月伝を中心に見ていくことにする。

尚、本論文に使用する資料の内、『古月録』は、駒沢大学教授である石井修道博士が京都に留学している折、禅文化研究所に所蔵される古月の語録の存在をお便り下さり、更にそのコピーまでお送り頂いたものである。その後、禅文化研究所より資料の使用許可の快諾を頂いたが、その資料も時々見る程度であった。近年、古月についてや、古月下についてのお手紙を色々な所より頂くようになった。そこで、資料を死蔵していてもと考え、『古月録』の整理をすることにしたのである。

私事であるが、古月の住した宮崎県日向市に在る大光寺の先住様は、京都大徳寺の大梅窟、太田晦巖老師に参じた方である。この大梅窟老師は、戦後間もなく遷化されたが、鎌倉圓覺寺、京都大徳寺の両山に住された老師である。老師の遷化後、両山の専門僧堂で修行された会下が集まって「大梅会」を発足し、老師への報恩として当番制で各寺院に於いて、年に一回位の割で法要を行っていたのである。私の師匠も鎌倉住持時代に大梅窟老師に参じた。そのような縁で、大光寺に所

蔵される資料の閲覧をさせて頂いた。その後、大光寺で大梅会が開催された折、大光寺の先住様と私の師匠との間で、私のことが話題となつたことを師匠から聞かされたことがある。

また、私が現在住している寺が、古月下と言われる誠拙周樗の隠居寺である。

以上のような縁があることもあり古月及び古月下の研究を、今回より行うことにしたのである。

例言

一、伝記資料としては、以下のものを使用した。『近世禅林僧實伝』は【禅僧】と表記する。駒澤大学図書館蔵の『古月和尚伝』は【古伝】と表記し、秋田県の妙心寺派大悲寺の笹尾哲雄師の著書『近世に於

大光寺古月和尚傳

日向佐土原仏日山金地大光自国禅寺四十二世同所天寿山自得禅寺及筑後久留米慈雲山福聚禅寺開山古月和尚伝記

古月禅師状并塔銘

ける妙心寺教団の研究』所収の資料を用いた。花園大学、禅文化研究所所蔵の『古月録』収録の古月伝は【四会】と表記した。

一、註に関しては、文章の煩雑を避けるため、次回に譲ることにし、今回は書き下し文のみとした。

一、非力のため、力の及ばない点が多々ある。誤読、誤解が在ることを恐れるが、読まれる方の叱正をお願いする次第である。

平成八年、九月二十日彼岸の入り。平成八年八月十八日遷化された駒沢学園前理事長、駒沢女子大学・女子短期大学前学長、上田祖峯先生の学園葬の日に脱稿。

【禅僧】

大光寺古月和尚伝

【古伝】

日向佐土原さどわら、仏日山金地大光自国禅寺、四十二世、同所、天寿山自得禅寺及び筑後久留米、慈雲山福聚寺、開山古月和尚伝記

【四会】

古月禅師並びに塔銘

曇秀和尚所状文過質折衷以記實事

小子重状。

曇秀和尚、所状の文、質を過ぐ。折衷せつちゆうし以て実事を記す。小子重ねて状す。

(1) 寛文七年（一六六七）

【禪僧】

師諱禪材。字古月。俗姓金凡。初日向那珂郡佐賀利邑瀨川氏夫妻歸敬文殊菩薩。祈生男。其婦一夜夢下有童子與美玉而嚙之。已而有身。寛文七年九月。果生男。即師也。

師、諱は禪材、字は古月、俗姓は金丸なり。初め日向の那珂郡佐賀利邑の瀨川氏の夫妻、文殊菩薩に帰敬し、男の生まれることを祈る。其の婦、一夜、童子有つて美玉と之を嚙むを夢む。已に身みめる有り。寛文七年、九月、果たして男を生めり。即ち師なり。

【古伝】

師名禪材、字古月、俗姓金丸、日向那珂郡佐賀利邑人也、母瀨川氏婦敬文殊菩薩而求男、一夜夢有童子与美玉而嚙之、因有身、寛文七年丁未九月十二日出生、

師、名は禪材、字は古月、俗姓は金丸なり。日向の那珂郡佐賀利邑の人なり。母は瀨川氏。文殊菩薩に帰敬して、男を求む。一夜、童子有つて美玉と之を嚙むを夢む。因つて身める有り。寛文七年丁未、九月十二日、出生す。

【四会】

師諱禪材、字古月、本姓金氏、本州那珂郡佐賀利邑人也、其母瀨川氏歸敬佛山文殊大士、丁未毎月二十五日、冒風雨投拝、寛文丁未九月十二日辰胎誕、八月能從母、

師、諱は禪材、字は古月、本姓は金氏（丸の間違いか）なり。本州の那珂郡佐賀利邑の人なり。其の母は瀨川氏。佛山の文殊大士に帰敬し、毎月二十五日に丁あたり、風雨を冒かして投拝す。寛文丁未、九月十二日の辰の時に誕まる。八ヶ月、能く母に従う。

- (2) 寛文八年（一六六八）二歳
- (3) 寛文九年三歳
- (4) 寛文十年四歳
- (5) 寛文十一年五歳
- (6) 寛文十二年六歳
- (7) 寛文十三年・延宝元年（一六七三）七歳

【禅僧】

七歳、同邑ゆう瑞光院に詣り梵唄を習学す。父母、一日、松巖寺の棟一道に造詣し、一道の礼容肅雍をみ観て、大いに之に帰依す。乃ち師をして一道に事えしむ。師、幼にして喜戯、群兒と異なる。

【古伝】

延宝元年、癸丑、師七歳、佐賀利邑の瑞光院に往き、宗密に依つて書と素読を習う。又、好んで梵唄を習う。父母、甚だ之を愛し、一日、松巖寺の棟一道（後に大光寺に移住す）に造詣して、師の礼容肅雍をみ観て、父母、大いに悦び、乃ち捨して、師をして一道に事えしむ。幼にして嬉戯、群兒と異なる。

【四会】

七歳、けんえ儂慧なり。邑の瑞光精舎に住き宗密公に依随す。舅氏の由有るを以て、密公、異操有るを父母に告ぐ。一日携えて、棟一道を松巖にま拝謁す。情は宿構に均しく、礼素勤動たり。父母聴いて許し、佛種を

七歳。詣ま同邑瑞光院。習ま學梵唄。父母一日造ま詣松巖寺棟一道。觀み二道禮容肅雍。大歸ま依之。乃令ま師事二道。師幼而嬉戯異ま群兒。

延宝元年、癸丑、師七歳、往佐賀利邑瑞光院依宗密習書素読、又好習梵唄、父母甚愛之、一日造詣松巖寺棟一道後移住大光寺而觀師之礼容爾々父母大悦、乃捨令事一道、幼而嬉戯異群兒、

七歳、儂慧、往邑之瑞光精舎、依隨宗密公、以有舅氏之由、密公告下有異操於父母、一日携拜謁棟一道于松巖、情均宿構禮素勤々、父母聽許投簪佛種、不群童稚、身無掉戲、

投簪す。童稚と群れず。身は掉戲無し。

(8) 延宝二年八歳

(9) 延宝三年九歳

(10) 延宝四年（一六七六）十歳

【禅僧】

十歳。自求出家。因託一道剃髮染衣。

十歳。自ら出家を求む。因つて一道に託して剃髮洗衣す。

【古伝】

四年、丙辰、師十歳、一日白父母求出家、父母大悦遂聽、十二月八日、依一道祝髮披緇、孜孜習業、

四年、丙辰、師十歳。一日父母に白して出家を求む。父母大いに悦んで遂に聴く。十二月八日、一道に依つて祝髮披緇し、孜孜習業す。

【四会】

延宝丙辰、冬十二月八日、剪髮受沙彌戒、習誦經咒、暇之日統閑魯誥、義頗染神、愛諳唐詩

延宝丙辰、冬十二月八日、剪髮し、沙彌戒を受く。經咒を習誦す。暇の日、魯誥を統閑し、義頗る神に染む。愛して唐詩を諳んず。

(11) 延宝五年十一歳

(12) 延宝六年十二歳

(13) 延宝七年十三歳

(14) 延宝八年十四歳

(15) 延宝九年・天和元年（一六八一）十五歳

天和元年、辛酉、師十五歳、讀書學詩偈、記事天然、有所超人、

【禪僧】
(記事無し)

【古伝】

天和元年、辛酉、師十五歳、書を読み、詩偈を学ぶ。記事は天然、人を超ゆる所有り。

【四会】

天和辛酉、九月、詣住吉社、有此時此景、慣聞久沙岸賞遊飯去遲之句、

天和辛酉、九月、住吉社に詣り、此の時に此の景有り。久しく沙岸賞遊し歸去遅しの句を聞き慣る。

(16) 天和二年十六歳

(17) 天和三年(一六八三) 十七歳

【禪僧】

後一日讀楞嚴經。至汝修三昧。本出塵勞。媯心不除。塵不可出。縱有多智禪定現前。如不斷淫。必落魔道。大感激。乃跪拜佛前祈誓曰。唯願我盡形壽。不改初志。堅持佛戒。不敢違犯。願慈悲哀愍攝受。

後に一日、『楞嚴經』を読む。汝、三昧を修するに本と塵勞を出づ。淫心除かざれば、塵出づるべからず。縦い多智有つて禪定現前すとも、如し淫を断ぜざれば、必ず魔道に落つというに至り、大いに感激す。乃ち佛前に跪拜し、祈り、誓つて曰く、唯だ願わくは我れ形壽を尽くし、初志を改めず、堅く佛戒を持し、敢て違犯せず。願わくは慈悲哀愍摂受したまえ。

【古伝】

三年、癸亥、師十七歳、十二月、瑞光院宗密示寂、以有舅氏義、祭以薦之其礼也、中一日、読楞嚴經、至汝修三昧本出塵勞、嬌心不除塵不可出、縱有多智禪定現前如不斷嬌心落魔道、師大感激、乃於仏前黙禱、誓曰唯願我尽形壽、不改初心、堅持仏戒不敢違犯、願慈悲哀愍授受、

三年、癸亥、師十七歳。十二月、瑞光院の宗密示寂す。舅氏の義有るを以て、祭は之を薦めるを以て其の礼とす。中一日、『楞嚴經』を讀む。汝、三昧を修するに本と塵勞を出づ。嬌心除かざれば、塵出づるべからず。縦い多智有つて禪定現前すとも、如し嬌を断ぜざれば、必ず魔道に落つというに至り、大いに感激す。乃ち仏前に黙禱し、誓つて曰く、唯だ願わくは我れ形壽を尽くし、初心を改めず。堅く佛戒を持し、敢て違犯せず。願わくは慈悲哀愍授したまえ。

【四会】

十七歳の夏、偶々、睡余に丁たり、仏祖三経を拜閱す。葷酒の失を自ら誠め、誓つて淫泆を断ぜんことを祈る。仏陀に投詣し、苦りに祈告を加う。

十七歳之夏、偶丁睡餘拜閱佛祖三經、自誠葷酒之失、誓祈断淫泆、投詣佛陀苦加祈告、

(18)天和四年・貞享元年十八歳

(19)貞享二年十九歳

(20)貞享三年二十歳

(21)貞享四年(一六八七)二十一歳

【禅僧】

記載なし

【古伝】

貞享四年、丁卯、師二十一歳、九月、従一道到京都、掛錫正法山中智

貞享四年、丁卯、師二十一歳、九月、一道に従い京都に到る。正法山

勝院、信根益固、志行愈進、

中の智勝院に掛錫す。信根益々固く、志行愈々進む。

貞享丁卯、十月、從二道師一抵三于京師、挂三錫於法山子院之智勝院、
信心增長、志勤策立、

貞享丁卯、十月、一道師に従い京都に抵る。法山子院の智勝院に掛錫す。信心增長し、志勤策立す。

【四会】

(22) 貞享五年・元禄元年（一六八八）二十二歳

【禅僧】

記載無し

【古伝】

記載なし

【四会】

元禄元、戊辰、二月、僑三居長安、聽三酌儒典、

元禄元、戊辰、二月、長安に僑居し、儒典を聴酌す。

(23) 元禄二年（一六八九）二十三歳

【禅僧】

年二十三。聞三阿之慈光寺湛梁巖。爐鞭最熾。徑往受三陶鑄。一日
巖命作三禪燈偈。偈曰。光明照破盡乾坤。這裡何人著三議論。四

年二十三。阿の慈光寺の湛梁巖の爐鞭、最も熾になると聞き、徑ちに
往きて陶鑄を受く。一日、巖命じて禪燈偈を作らしむ。偈に曰く「光

七二三直吹滅。今來古往暗昏昏。巖一見禰善。師不自是。竊嘆曰。高峯妙禪師。自立死限。密明已事。我思古人爲大法故。頭目髓腦。捨而不惜。我何人。敢愛斯身。制了。往豐後多福寺見悅賢巖。日夜參究。不遑寧處。

元祿二年、己巳、師二十三歳、聞阿州慈光寺湛梁巖爐輔、最熾徑往受陶鑄也、一日、巖命題作禪燈頌、師乃頌曰、光明照破尽乾坤、這裏何人着議論、四七二三直吹滅、今來古往暗昏昏、巖一見称善、師自不肯竊漢曰、昔、高峯妙禪師自立死限究明已事、我思古人爲大法故、頭目髓腦捨而不惜、我何人、敢愛斯身、制終、往豐後多福寺見悅賢巖、日夜參究、不暇寧處、

己巳之秋、聞阿之慈光炉鞭煽熾、往受陶鑄、巖和尚代照佛鑑以禪燈題、師呈曰、光明照破盡乾坤、這裡何人着議論、四七二三直吹滅、今來古往暗昏昏、巖師抵掌賞、異居周歲餘、

明照破す尽乾坤、這裡何人か議論を著けん。四七二三直ちに吹滅す、今來古往、暗昏昏。巖一見して善しと称す。師、自らはとせず。竊かに嘆じて曰く、高峯妙禪師、自ら死限を立て己事を究明す。我思うに古人大法の爲の故なり。頭目髓腦し、捨てて惜しまず。我何人ぞ。敢て斯の身を愛しまんやと。制了る。豊後の多福寺に往き、悦賢巖に見ゆ。日夜參究し、寧處に遑なし。

【古伝】

元祿二年、己巳、師二十三歳。阿州の慈光寺の湛梁巖の爐輔、最も熾んなると聞き、徑ちに往きて陶鑄を受く。一日、巖命じて禪燈偈を作らしむ。師乃ち頌して曰く、「光明破す尽乾坤。這裏何人か議論を着けん。四七二三直ちに吹滅す。今來古往、暗昏昏。」巖一見して善しと称す。師、自ら肯わず。竊かに漢じて曰く、昔、高峯妙禪師、自ら死限を立て己事を究明す。我思うに古人大法の爲の故なり。頭目髓腦し、捨てて惜しまず。我何人ぞ。敢て斯の身を愛しまんやと。制了る。豊後の多福寺に往き、悦賢巖に見ゆ。日夜參究し、寧處に暇なし。

【四全】

己巳の秋、阿の慈光の爐輔、熾んなると聞き、往きて陶鑄を受く。巖和尚、照佛鑑に代わつて、禪燈偈を以てす。師、呈ち呈して曰く、「光明照、破す、尽乾坤。這裏何人か議論を著けん。四七二三、直ちに吹滅す。今來古往、暗昏昏。」巖、師の掌に抵てて賞す。異居すること周歲余り。

(24) 元禄三年二十四歳

(25) 元禄四年(一六九二)二十五歳

【禅僧】

記載なし。

【古伝】

記載なし。

【四会】

辛未、春、豊の後州に遊久し、万寿の維摩を講ずるを預渉す。月桂の『碧岩集』を点検す。散筵の日、直に盤珪和尚を予の如法において参礼す。演法を預かる。巳に大事了畢と謂う。

(26) 元禄五年(一六九二)二十六歳

【禅僧】

記載なし

【古伝】

記載なし

【四会】

辛未、春、遊久豊之後州に預渉萬壽講維摩、月桂點檢碧岩集、散筵之日、直参禮盤珪和尚於豫之如法、預演法、己謂大事了畢、

壬申、九月、勤_二有本師及父母_一、齋心孜孜、

壬申、九月、本師及び父母を勤省す。齋心孜孜たり。

(27)元禄六年(一六九五)二十七歳

【禅僧】

二十七歳。省_二本師及父母_一。復往_二多福寺_一。寢食共念。脇不_レ著_レ席者數年。

二十七歳、本師及び父母を省みる。復た多福寺へ往く。寢食共に忘じ、脇を席に著けざること數年。

【古伝】

六年、癸酉、二十七歳、四月、省觀本師一道及父母、又辞而往多福寺、

六年、癸酉、師二十七歳、四月、本師一道及び父母を省觀_{しよきん}す。又、辞して多福寺に往く。

【四全】

癸酉、春、辞遊_二江都_一止_二泊手込之濟松_一、又往_二奥之松嶋_一、觀光以遍計_二師之喪_一、

癸酉の春、辞して江都に遊び、牛込の濟松に止泊す。又、奥の松嶋に往き、觀光し以て遍く師の喪を計_つげる。

(28)元禄七年二十八歳

(29)元禄八年(一六九五)二十九歳

【禅僧】

記載なし

【古伝】

八年、乙亥、師二十九歳、偶一日、得本師之訃涕淚悲泣以祭焉、十月、
歸大光寺侍香燈、既而服畢、又往多福寺而勇猛精進、寢食俱忘脇不着
席、有年于茲、此時實徹法淵源乎、非予所測也、

八年乙亥、師二十九歳。偶々一日、本師の訃らせを得て、涕淚悲泣し、
祭を以てす。十月、大光寺に帰り香燈に侍す。既に服し畢わる。又、
多福寺に往き、猛進精進し、寢食俱に忘じ、脇を席に着けず。年は茲
に有り。此の時、實に法の淵源に徹す。予の測る所に非ざるなり。

【四会】

乙亥、十月、回_レ山看_二守松巖_一、服闋之後、適_二豐之多福_一侍_二賢岩和尚_一戰
化、一夜堤_下馬祖接_二石鞏_一、因緣_上始得_二不立文字之旨_一、追_二惟本師三周忌_一
、暫_二飯_二鄉閭_一、施_二設_二卯齋_一、

乙亥、十月、山を回り、松巖を看守し、服闋の後、豐の多福に適き、
賢巖和尚の戰化に侍す。一夜、馬祖の石鞏に接する因緣を提げ、始め
て不立文字の旨を得。本師の三周忌を追惟す。暫く郷閭に帰り、卯齋
を施設す。

(30)元禄九年三十歳

(31)元禄十年三十一歳

(32)元禄十一年(一六九八)三十二歳

【禅僧】

記載無し

【古伝】

記載無し

【四会】

戊寅、洵走_二阿州_一、聽_二采黄竜山開_一敷_二虚堂録_一、

戊寅、ふたたび阿州に走り、黄竜山に『虚堂録』を開敷するを聴采す。

(33) 元祿十二年（一六九九）三十三歳

【禪僧】

三十三歳、黄檗山の佞千猷、三壇戒会を開き、以て四衆に授く。此の時、師乃ち登壇して戒円具を得。

三十三歳。黄檗山佞千猷開三壇戒會。以授四衆。此時師乃登壇得戒圓具。

【古伝】

十二年己卯、師、三十三歳、黄檗山の佞千猷、三壇戒会を開き以て四衆に授く。此の時、師乃ち登壇し、戒円具を得。

十二年、己卯、師三十三歳、黄檗山佞千猷、開三壇戒会、以授四衆、此時師乃登壇得戒円具、

【四会】

己卯、東海心宗禪師の二百年遠忌を拜し、就いて黄檗山に登る。稟承木叉し、頭を叩いて陳悔す。道根惟固なり。

己卯、拜東海心宗禪師二百年遠忌、就登黄檗山、稟承木叉、叩頭陳悔、道根惟固、

(34) 元祿十三年（一七〇〇）三十四歳

【禪僧】

三十四歳、紀の禪林寺の柏大洞の請に應じ、『楞嚴經』を講ず。一会の徒衆、疑義を諮決す。師、之が為に剖析遺すことなし。

三十四歳。應紀之禪林寺柏大洞請。講楞嚴經。一會徒衆諮決疑義師爲之剖析靡遺。

【古伝】

十三年、庚辰、師三十四歳、春、紀州の禪林寺に往きて柏大洞の『楞嚴經』を講ずるを聴く。一会の徒衆、疑う所、解せず。諮決して師に

十三年、庚辰、師三十四歳、春、往紀州禪林寺而聴柏大洞講楞嚴經、一会徒衆所疑不解、諮決之、師々開析無遺、

之る。開析し遺すことなし。

【四会】

庚辰、二月、首_二象干紀之禪林講楞嚴_一、一象愜伏莫_二之誼_一。一會圓成、
訪一耆宿於河内弓削村、無_レ棄_二昏曉_一、深加_二針劄_一、一朝見白雪覆
金峰、契當大愚惠禪師荷葉团团之頌始了經煩全無_二掃_レ着礙膺_一、
庚辰、二月、紀の禪林に『楞嚴』を講ずるに首衆たり。一衆愜伏し、
之を諳ること莫かれ。一会円成す。一耆宿を河内弓削村に訪ぬ。昏
曉に棄つる無し。深く針劄を加う。一朝白雪を見る。心は金峰に復る。
大愚惠禪師の荷葉団々の頌に契当して始めて了す。煩を経て全く無_二
なり。礙膺を掃着す。

(35) 元禄十四年(一七〇一)三五歳

【禅僧】

記載無し

【古伝】

記載無し

【四会】

辛巳、春、郷に帰り、先師の七回忌を営弁す。

辛巳、春、帰郷、営辨先師七回忌、

(36) 元禄十五年(一七〇二)三十六歳

【禅僧】

記載無し

十五年、壬午、師三十六歳、豊後府内、秋岡村結一茅庵、一鉢以養形骸而已、

【古伝】

十五年、壬午、師三十六歳。豊後府内、秋岡村に一茅庵を結び、一鉢を以て形骸を養うのみ。

壬午、八月、往干豊之府内秋岡村、退影茅宇、

【四会】

壬午、八月、豊の府内、秋岡村に往き、影を茅宇に退く。

(37)元禄十六年(一七〇三)三十七歳

【禅僧】

三十七歳。復應三紀之禪林寺柏大洞請。評唱碧巖集。解制後。寓同州海藏寺。偶見他書云寫大般若經六百卷。功既終。深諦信般若甚深旨。自發書寫願。

三十七歳、復た紀の禪林寺の柏大洞の請に応じ、『碧巖集』を評唱す。解制の後、同州海藏寺に寓す。偶々他書を見るに云わく、『大般若經』六百卷を写す。功既に終わる。深く般若甚深の旨を諦信すと。自ら書写の願を發す。

【古伝】

十六年、癸未、師三十七歳、紀州禪林寺柏大洞評碧巖集、二月、師不遠千里、往入衆、清衆七百余員、師為上首、夏終、寓同州牟婁郡海藏寺、偶見他書写大般若經六百卷、功既潰、於是深諦信般若甚深旨、自發書写願、

十六年癸未、師三十七歳、紀州の禪林寺の柏大洞、『碧巖集』を評唱す。二月、師、千里を遠しとせず。往きて衆に入る。清衆七百余員。師、上首と為す。夏終わり、同州牟婁郡の海藏寺に寓す。偶々他書を見るに、『大般若經』六百卷を写す。功既に潰える。是において深く般若甚深の旨を諦信すと。自ら書写の願を發す。

癸未、重助_二化于紀之禪林碧岩會、首_二于七百衆、謙讓提誘、開析不_レ滯、自後屏_二蟄田邊光明庵、考槃是卜、息心之友束_レ鉢深棲、

八歳。法兄英山。馳_レ使貴_レ師以下不_レ提_二挈先師遺綱_一而徒_レ跡。師不_レ得_レ已歸_二大光寺主補局_一。再_二建山門_一。重新_二航庵_一。竭_レ力經營者幾乎四五年。百廢具舉。

宝永元年、甲申、師三十八歳、九月、法兄哲英山、特馳使於紀南、諭師曰、吾年已衰晚老病日加、槌_レ弘之暇、唯養殘喘而已、顧吾法弟、何不提挈先師遺綱而令遁跡為耶、師敬聽命徑歸大光寺主補局、自爾再建山門重新_二航庵_一、土木形骸及四年而百廢俱興、雖無衣孟餘量、傍有扶助人乎、

宝永甲申、九月、法兄哲英山、差_レ僧告曰年已西夕疾苦相仍、綏_レ撫先

【四会】

癸未、重ねて、紀の禪林の碧巖會を助く。七百衆の首たり。謙讓提誘し、開析して滯らず。自り後、田辺の光明庵に屏_{へい}蟄_{ちつ}す。考槃は是れトし、息心の友とし、鉢を束ねて深く棲む。

(38) 宝永元年（一七〇四）三十八歳

【禅僧】

三十八歳、法兄英山、使いを馳せて師を責むるに、先師の遺綱を堤_{てい}挈_{けつ}せずして跡を徒すを以てす。師、已むを得ず大光寺の主補局に帰り、山門を再建し、祖航庵を重新す。力を竭くして經營すること幾ど四五年、百廢具に挙る。

【古伝】

宝永元年、甲申、師三十八歳、九月法兄哲英山、特に使いを紀南に馳せて、師を諭して曰く、吾年已に衰晚、老病日に加う。槌_レ弘の暇、唯だ残喘を養うのみ。吾が法弟を顧みるに、何ぞ先師の遺綱を提挈せずして跡を遁れしむるや。師、敬み命を聴いて、徑ちに大光寺主補局に帰る。爾より山門を再建し、祖航庵を重新す。土木の形骸。四年に及んで百廢具に興る。衣孟の余量無しと雖も、傍らに扶助の人有り。

【四会】

宝永元年、甲申、九月法兄哲英山、僧を差し告げて曰く、年已に西夕、

師遺徳_一而無_レ意繩持_一乎、師敬聞_レ命矣、單身隻立、左_一袒弘法、勾_一當修纘、翻_一蓋佛殿、建_一置大門、更_一新祖航庵、就而營_一復方丈、始_一自_一丙戌暮秋_一終_一于_一丁亥_一初夏、零房別室、起_一廢百備、十一日、

疾苦相仍る。先師の遺徳を綏撫_{ずいぶ}して繩持_{おも}を意_{おも}う無し。師、敬み命を聞_く。單身隻立し、弘法を左袒し、修纘に勾當す。仏殿を翻蓋し、大門を建置し、祖航庵を更新す。就いて方丈を營復す。丙戌の暮、秋より始め、丁亥の初夏に終わる。零房の別室、起廢百備、十一日なり。

(39) 宝永二年三十九歳

(40) 宝永三年四十歳

(41) 宝永四年(一七〇七) 四十一歳

【禪僧】

四十一歳、島津惟久公の命を承_け大光寺に視_ま篆_す。

【古伝】

四年、丁亥、師四十一歳、十一月、英山示寂、十二月、師承、島津惟久公命、紹董大光之席、嗣法棟一道、師驅烏年、法祖父晴活眼識、他時必住_一于此山、今果_一当_一此識、

四年丁亥、師四十一歳、十一月、英山示寂す。十二月、師、島津惟久公の命を承_け大光の席を紹董し、棟一道に嗣法す。師、烏年を驅_け、法の祖父の活眼識を晴らし、他時、必ず此の山に住すと。今果たして此の識に当_たる。

【四会】

英山示寂す。十二月、檀の命荐りに至る。師の席を紹董す。

英山示寂、十二月、檀命荐至、紹董師席、

(42) 宝永五年(一七〇八) 四十二歳

尋新結二庵。号二知又軒。以爲二終焉之所一。

五年、戊子、師四十二歳、南去大光寺五町計、新結茅菴、号知又軒、竊計為終焉之地、

五年、戊子、師四十二歳、南に去ること大光寺の五町計り、新たに茅庵を結び、知又軒と号す。竊かに計つて終焉の地と為す。

(43) 宝永六年（一七〇九）四十三歳

四十三歳。值二檀越宗恕居士一百年諱。設二大齋會。評二唱金剛經。以修二冥福一。

四十三歳、檀越の宗恕居士の一百年諱に値い、大齋會を設け、『金剛經』を評唱し、以て冥福を修す。

【禅僧】

【古伝】

六年、己丑、師四十三歳、四月、值大檀越宗恕大居士一百年諱、設大齋會、評唱金剛經以修冥福、五月師転版于花園第一座、十二月值妙心開山国師三百五十年之大齋會

六年、己丑、師四十三年、四月、大檀越、宗恕大居士の一百年諱に値い、大齋會を設け、『金剛經』を評唱し、以て冥福を修す。五月、師、花園第一座に転版す。十二月、妙心開山国師の三百五十年の大齋會に値う。

【四会】

己丑、四月、為二大檀度宗恕大居士、設二一百許年齋集、營二助追福、六月、轉前後之版於妙心、九月拜三朝国師三百五十年大會齋、

己丑、四月、大檀度、宗恕大居士の為に一百許年の齋集を設け、追福を營助す。六月、前後の版を妙心に転ず。九月、妙心三朝国師の三百五十年の大会齋を拜す。

(44) 宝永七年（一七二〇）四十四歳

【禅僧】

四十四歳。始就_下書_二寫大般若經_一業_上。得_二助筆三十人_一。越_二二年_一畢_レ功

四十四歳、始めて『大般若経』を書写するの業に就く。助筆三十人を
得て、二年を越えて功畢る。

【古伝】

七年、庚寅、師四十四歳、八月、大般若経書写始業助筆輩及三十人、
十二月值広智国師乾峯大和尚_{嶽翁之本師}之三百五十年設大齋会、

七年庚寅、師四十四歳、八月、『大般若経』の書写、始めて業す。助筆
の輩、三十人に及ぶ。十二月、広智国師、乾峯大和尚（嶽翁の本師な
り）三百五十年に値い、大齋会を設く。

【四会】

庚寅、冬、修_二廣智国師遠年忌_一、

庚寅、冬、広智国師の遠年忌を修す。

(45) 正徳元年（一七二一）四十五歳

【禅僧】

記載無し

【古伝】

正徳元年、辛卯、師四十五歳、再興大光寺開山堂、
開山嶽翁大和尚三百五十年修大齋会、以旌大光創造所因也、
曰多福塔安置乾
峯嶽翁之本真

正徳元年、辛卯、師四十五歳、大光寺開山堂（曰く多福塔、乾峯嶽翁
の木真を安置す。）を再興す。八月、開山嶽翁大和尚三百五十年に値い
大齋会を修し、以て大光の創造の因する所を旌_{あかし}わす。

八月值

正徳元、辛卯、修_二補多福壇、營_二辨開山和尚三百五十回、懇_二請諸山及寺院僧侶_一設大會齋、

正徳元、辛卯、多福塔を修補し、開山和尚三百五十回を營辨し、諸山及び寺院の浄侶を懇請し、大会齋を設く。

【四会】

(46) 正徳二年（一七二二）四十六歳

【禅僧】

記載無し

【古伝】

二年、壬辰、師四十六歳、結夏安居、清衆一百余員、槌払之暇、書写大般若経、四来英衲竭誠助筆而六百卷卒業、九月、往志布子大慈寺、而随喜三万安講法華経、

二年壬辰、師四十六歳、夏安居を結ぶ。清衆一百余員。槌払の暇に『大般若経』を書写す。四来の英衲、竭誠助筆して六百卷の業を卒_おえる。九月、志布子の大慈寺に三万安の『法華経』を講ずるに随喜す。

【四会】

壬辰、夏、為_二二百餘衆二分半檐_一、大般若経書写華、軸嗣后六七年之際、方策大蔵経新刻傳大士及二脇士像等成、龍華院結構輪奐、大英檀惟久源公、贈_二捨米若干石_一、

壬辰、夏、一百余衆の為に半担を分かつ。『大般若経』の書写畢わる。軸、嗣后六七年の際、大蔵経の新刻、傳大士及び二脇士像等を方策し成る。龍華院の結構輪奐_{けつくりんかん}なり。大英檀惟久源公、米若干石を贈捨す。

(状、毎年_し然すべし)

(47) 正徳三年四十七歳

(48) 正徳四年（一七二四）四十八歳

師又有下求大藏經志^上。而未果。會有妙句尼爲亡夫助此願。諸檀亦喜捨淨財若干。已而全藏六十函。及傳大士二童之像。具備附載華船。至日向。尼請造經藏。師不肯。及懇請不已。乃從之。有傳大士開光偈。曰。忘却率佗宮裡樂。雙林樹下坐高臺。匪唯古佛襲身影。無數天龍擁護來。

四年甲午、師四十八歲、曾有拜請大藏經志願、然乏衣孟余力而未果素願、偶有日高兵次郎老母妙句尼者、爲亡夫發請大藏經、弘願實是千歲奇遇不期而然、遂喜捨黃金數十兩、於是衆檀同志、喜捨若干淨財、而全藏六十函及傳大士并二童子之木像具備、三月、附載華船而至加旃、日高氏偶告勸經藏、師曰吾山之締構過分、不便將來依之、拒不諾、日高氏曰、鳩万年不朽材、經營之懇請不已、於是拄從之也、師有傳大士開光偈、忘却率佗宮裏樂、雙林樹下坐高台、匪唯古仏襲身影、無數龍天擁護來

【禪僧】

師、又大藏經を求む志ありて未だ果たさず。会々、妙句尼有つて亡夫の爲に此の願を助く。諸檀亦淨財若干を喜捨す。已に全藏六十函及び傳大士二童の像、具に備え華船に附載し、日向に至る。尼、經藏を造るを請う。師、肯わず。懇請已むをえずに及び、乃ち之に従う。傳大士の開光の偈有り。曰く、忘却す、率佗宮裡の樂しみ、雙林樹下、高台に坐す。唯古仏、身影を襲うに匪ず、無數の天龍擁護し來たれ。

【古伝】

四年甲午、師四十八歲、曾て大藏經を拜請するの志願有り。然るに衣孟の余力乏しくて未だ素願を果たさず。偶々、日高兵次郎の老母、妙句尼有つて亡夫の爲に大藏經を發請す。弘願實に是れ千歲奇遇、期せずして然り。遂に黃金數十兩を喜捨して、是に於いて衆檀同志、若干の淨財を喜捨して、全藏六十函及び傳大士併びに二童子の木像具さに備う。

三月華船に附載して加旃に至る。日高氏、偶々經藏を告勸す。師曰く、吾が山の締構分を過ぎ、便ち將來之に依らず。拒んで諾せず。日高氏曰く、万年の不朽の材を鳩め、經營の懇請已むをえず、是に於いて之に拄從す。師に傳大士の開光の偈有り、忘却す、率佗宮裡の樂しみ、雙林樹下、高台に坐す。唯古仏、身影を襲うに匪ず、無數の天龍擁護し來たれ。

(49) 正徳五年四十九歳

(50) 享保元年（一七一六）五十歳

【禅僧】

記載無し

【古伝】

享保元年、丙申、師五十歳。四月、経蔵已に成る。龍華院と号す。師に傳大士の安座の偈有り。光明印する所、茲に開創す、勝徳延洪、鎮国家、舌本と灑瀾三百会、儼然と未だ散せずして龍華に及ぶ。

【四会】

記載無し

(51) 享保二年五十一歳

(52) 享保三年（一七一八）五十二歳

【禅僧】

五十二歳、稍、退居の計を為す。惟久公、之を聞いて廩米五十石と山林若干を以て其の知又軒に寄附す。

五十二歳。稍爲_二退居之計_一。惟久公聞_レ之以_二廩米五十石_一。山林若干。寄

_二附其知又軒_一。

【古伝】

三年、戊戌、師五十二歳、竊かに知又軒に退居の計る。二月、惟久公、廩米五十石と山林若干を以て知又軒に寄附す。五月、嗣法の弟子、從

三年、戊戌、師五十二歳、竊計退居知又軒、二月惟久公、以廩米五十石及山林若干、寄附于知又軒、五月嗣法弟子從真、転版于花園第一座、

号翠巖、

真、花園第一座に転版し、翠巖と号す。

【四会】

記載無し。

(53)享保四年(一七一九)五十三歳

【禅僧】

明年、師、『梵網経』を講じ、普ねく士庶を諭す。聴衆日に加う。往々、過を悔やみ業を改め、漁獵を罷む者有り。

明年。師講『梵網戒経』。普諭士庶。聴衆日加。往往有悔過改業罷漁獵者上

【古伝】

四年、己亥、師五十三歳、春の間、『梵網戒経』を講ず。普ねく士庶を諭す。聴徒日々群を成す。過を悔やみ業を改め漁獵を罷む者、若干人有るなり。冬安居を結ぶ。百五十余衆。偶々、備前の国の仁者、上坂半兵衛(道近居士と号す)、亡父山菴成宝居士の為、白銀五貫目を喜捨す。庫下豊饒、甚だ分を過ぐ。一道の二十五年の齋会を延修す。

四年、己亥、師五十三歳、春間講梵網戒経。普諭士庶、聴徒日々成群、悔過改業罷漁獵者有若干人也、結冬安居、百五十余衆、偶備前国仁者上坂半兵衛、号道近、居士、為亡父山菴成宝居士、喜捨白銀五貫目、庫下豊饒、甚過分、延修一道二十五年齋会、

【四会】

己亥、二月、梵網経を開沃す。護鵝の行、結伴の心の恵み群類に及ぶ。懺前の愆を陳ふる。月計三百人、或いは五百人。謂う可し。法運の時至る。冬制の海衆一千五百指。規定厳肅、古風茲に復す。備前州の信男(神坂半兵衛、法名、道近居士)、白銀五貫目を捨す。庫院殷賑な

己亥、二月、開沃梵網経、護鵝之行、結伴之心惠及群類、陳懺前愆、月計三百人、或五百人、可謂、法運時至、冬制海衆一千五百指、規定厳肅、古風茲復、備前州信男、神坂半兵衛、法名道近居士、捨白金五貫目、庫院殷賑、

五十四歳竟退居知又軒。而不許女人入門。

五年、庚子、師五十四歳、二月、退居知又軒、而不許女人入門、

庚子、正月、授菩薩戒、二月、韜隠知又軒、退讓自節清貞、栖身禁
女人入門、

り。

(54) 享保五年(一七二〇) 五十四歳

【禪僧】

五十四歳、竟に知又軒に退居す。女人の門に入るを許さず。

【古伝】

五年、庚子、師五十四歳、二月、知又軒に退居して、女人の門に入る
を許さず。

【四念】

庚子、正月、菩薩戒を授く。二月、知又軒に韜隠し、退讓、自ら節し
て清貞なり。女人の門に入るを許さず。

(55) 享保六年五十五歳

(56) 享保七年五十六歳

(57) 享保八年五十七歳

(58) 享保九年五十八歳

(59) 享保十年五十九歳

(60) 享保十一年(一七二六) 六十歳

【禪僧】

明年。應備之鳳源寺請^一結制。令泰愚極講^二梵網戒經^一。師主^三參禪^二而已。清衆三百餘員。又應^三甲之慧林寺請^一冬制。講^二圓覺經^一。清衆四百餘員。

明年、備の鳳源寺の請に應じて結制す。泰愚極をして『梵網戒經』を講ず。師、參禪を主とするのみ。清衆三百餘員。又、甲の慧林寺の請に應ず。冬制、『円覺經』を講ず。清衆四百餘員。

【古伝】

十一年、丙午、師六十歳、應備後鳳源寺請、而春発日州赴豊後、舟到芸府遊嚴鳴、過仏通寺、駈路迢通、行入三次府内、則道俗出迎于郊、誘引到鳳源寺、夏制、令泰愚極講梵網戒經、師唯主參禪、清衆凡三百員也、偶甲州慧林寺癡大伽、遠来而延請師、拒不循、有客慰諭者、累共請、不已狂循之、夏終、而赴慧林寺、冬制講円覺經、清衆四百餘員、

十一年、丙午、師六十歳。備後の鳳源寺の請に應じて、春、日州を發ち豊後に赴く。舟、芸府に到り、嚴鳴に遊び、仏通寺を過ぎ、駈路迢通、行きて三次府内に入る。則ち道俗郊に出迎え、誘引して鳳源寺に到る。夏制、泰愚極をして『梵網戒經』を講ず。師、唯だ參禪を主とす。清衆三百餘員。又、甲州の慧林寺の癡大伽、遠来して師に延請す。拒んで循わず。客の慰諭する者有り。累りに共に請う。已むをえず之に狂^{きやうじゆん}循す。夏終わり、慧林寺に赴く。冬制、『円覺經』を講ず。清衆四百餘員。

【四会】

丙午、春、應備後州三次鳳源禪寺雨安居之請、三百海衆影附^一、興^二揚法席^一不^レ失^二開誘^一、秋、八月、充^二當甲之慧林結冬之拳請^一、毳侶及^二五千指^一、示誨諄々、繼以^二勸策^一挽回古風、今聞四馳兩會、同授^二菩薩戒^一、

丙午、春、備後州の三次の鳳源禪寺の雨安居の請に應ず。三百海衆、影附^{しんしん}法席、法席を興揚し、開誘を失せず。秋、八月、甲の慧林の結冬の拳請を允当す。毳侶、五千指に及ぶ。示誨諄々として、繼いで勸策を以て古風を挽回す。四馳の兩会を聞かして、同じく菩薩戒を授く。

(61)享保十二年(一七二七)六十一歳

【禅僧】

會終。赴_レ于_二江府_一。謁_二惟久公_一。公迎_三宿於_二別館_一。厚加_二待遇_一。師歸。延岡侯遣_レ使請_レ師。師峻拒不_レ從也。是歲有_二惟久公命_一。重修_三斥知又軒_一。十一月。落成。時有_二一百余衆_一。同慶_レ之。師有偈曰。時人知又否。松徑遶_二禪関_一。茅屋_三三間窄_一。神光萬境閑。朝暎晴浴_レ浪。烟靄暮纏_レ山。何管非和_レ是。偶諧_二自解_レ顏_一。公改_レ軒為_レ寺。新建_二僧堂_一。其餘_二殿堂廊廡_一稍備。山彌_二天壽_一。寺稱_二自得_一。以師為_二開祖_一。業規整嚴。全依_二大檀越_一之外護也。

十二年、丁未、師六十一歳、慧林寺円覚経会終、而赴江府謁惟久公、々々迎駕於別館令淹留、厚加礼、既而師辞帰矣、午未両歳、凡経歴二十五州、淹留諸刹、授与菩薩戒者八百余人、受_二三帰戒者不可覚計_一、六月延陵公、遣使加札而請師、々々峻拒不循也、偶有惟久公命、重修_レ拓知又軒、十一月、既成、時有一百余員海衆、同慶落成之次、偈以示云、時人知又否松徑、遶禪関茅屋三間窄、神光万境閑、朝暎晴浴浪烟靄、軒為寺新建僧堂、其余殿堂廊廡稍備、天寿山自得寺是也、以師為開山、夏冬安居循業規偏、依大檀越之外護也、

會終わる。江府に赴き、惟久公に謁す。公、別館に迎宿せしむ。厚く待遇を加う。師帰る。延岡侯、使いを遣わして師を請う。師、峻拒して従わざるなり。是の歳、惟久公の命有り。重ねて知又軒を修斥す。十一月落成す。時に一百余衆有りて同じく之を慶す。師に偈有りて曰く、時の人知るや又否や、松徑禪関を遶り、茅屋三間窄く、神光の萬境閑なり、朝暎晴れて浪に浴し、烟靄暮れて山を纏う、何ぞ管せんや、非と是とを和す、偶々諧う自らの顔を解すと。公、軒を改め寺と為す。新たに僧堂を建つ。其の余の殿堂廊廡稍く備う。山を天寿と号し、寺を自得と称す。師を以て開祖と為す。業規整嚴、全く大檀越の外護に依るなり。

【古伝】

十二年丁未、師六十一歳。慧林寺の『円覚経』会終わつて、江府に赴き、惟久公に謁す。公、別館に迎駕して淹留せしむ。厚く礼を加う。既にして師辞帰す。午・未の両歳、凡そ二十五州を経歴し、諸刹に淹留して菩薩戒を授与する者、八百余人。三帰戒を受くる者、計ることを覚うべからず。六月、延陵公、使いを遣わして礼を加えて師を請う。師、峻拒して循わざるなり。偶々、惟久公の命有り。重ねて知又軒を修拓す。十一月既に成る。時に一百余員の海衆有りて同じく落成の次を慶す。偈を以て示して云く、時の人知るや又否や、松徑禪関を遶り、茅屋三間窄く、神光の萬境閑なり、朝暎晴れて浪に浴し、烟靄（※以下（一）内の文が欠落している。暮れて山を纏う、何ぞ管せんや、非と是とを和す、偶々諧う自らの顔を解すと。軒を改め寺と為す。）軒を寺と為

す。新たに僧堂を建つ。其の余の殿堂廊廡稍く備う。天寿山自得寺、是れなり。師を以て開山と爲す。夏冬安居、叢規に循うは、偏に大檀越の外護に依るなり。

【四会】

丁未、制解后、直赴東都、惟久源君、駐法駕於別館、夏四月、首途駿遠尾之諸州、同門耆宿迎引、光侍厚供給之、午未之兩歲、凡經由二十五州、授菩薩大戒者八百人余、受三歸五戒者、總計十五萬有奇、六月、輕駕風波而西征、七月、設先師三十三回忌於松岩大光之兩刹、十月、蒙惟久源君之嚴命、擴又軒、樹建僧堂、松壽院大母堂、安置故自得寺之觀自在之尊像、山称天寿、寺号自得、冬夏安居、準擬叢規、

丁未、制解の後、直に東都に赴く。惟久源君、法駕を別館に駐む。夏四月、駿・遠・尾の諸州に首途す。同門の耆宿迎引し、光侍厚く供し、之を給す。午未の兩歲、凡そ二十五州を経由し、菩薩の大戒を授けた者八百人余、三歸五戒を受く者總計十五萬有奇なり。六月、輕く風波を駕して西に征く。七月、先師三十三回忌を松岩・大光の兩刹に設く。十月、惟久源君の嚴命を蒙り、知又軒を擴め、僧堂を樹建す。松壽院の大母堂に、故めて自得寺の觀自在の尊像を安置す。山を天寿と称し、寺を自得と号す。冬夏の安居、叢規準擬す。

(62) 享保十三年六十二才

(63) 享保十四年(一七二九)六十三才

【禪僧】

後三年八月。寺遭回祿。諸堂灰燼。所存者唯僧堂。未幾諸宇咸復興。更勝於舊觀。亦依外護力也。

後三年、八月、寺は回祿に遭う。諸堂灰燼す。存する所は、唯だ僧堂のみ。未だ幾ばくならずして諸宇咸く復興す。更に旧觀にも勝る。亦外護の力に依る。

【古伝】

十四年、己酉、師六十三歳、八月、自得寺偶遭回祿、殿堂廊廡一時成灰燼、唯存僧堂而已也、未幾寺宇咸復興而勝旧、又依大檀越之外護也、

十四年、己酉、師六十三歳。八月、自得寺、偶々回祿に遭う。殿堂廊廡、一時に灰燼と成る。唯だ僧堂を存するのみ。未だ幾ばくならずして寺宇咸く復興して旧より勝る。又大檀越の外護に依るなり。

【四全】

丁酉、八月、竈堅失火、香積以至寢室一時蕩盡、惟禪堂好遺而有焉、英太守賜良材、命興復、諸信男施金穀、功勦再成、寺制深約、猷愈啓造、而檀君再賜腴田、垂永久等別具記之

己酉、八月、竈堅、火を失し、香積より以て寢室に至って一時に蕩尽す。惟だ禪堂のみ子遺して有る。英太守に良材を賜い、命じて復興を囑る。諸信男、金穀を施し、功勦のい、再び成る。寺、深約を制し、猶お啓造を愈ぶ。而して檀君再び腴田を賜い、永久に垂る。等しく別に具に之を記す。

(64) 享保十五年六十四歳

(65) 享保十六年六十五歳

(66) 享保十七年六十六歳

(67) 享保十八年(一七三三)六十七歳

【禪僧】

已而師自用衣鉢餘資、構小室於天壽山、扁曰骨清堂、隱退于此。時年六十七矣。

已に師自ら衣鉢の余資を用い、小室を天壽山に構え、扁して骨清堂と曰い、此に隱退す。時に年六十七なり。

【古伝】

十八年、癸丑、師六十七歳、用衣鉢余資、構以小室於天壽山内、十月、既成、扁曰骨清堂、以為隱遁之所、

十八年、癸丑、師六十七歳、衣鉢の余資を用い、以て小室を天壽山内に構う。十月既に成る。扁して骨清堂と曰い、以て隱遁の所と為す。

記載なし

【四会】

(68) 享保十九年（一七三四）六十八歳

【禅僧】

弟子禅興をして自得の席を董らさしむ。退隱の偈有り。曰く、三十年來化城に立つ、宝所を点過し、群情に接す。累りに思う、寂室の好言語、死して巖根に在れば骨も亦清し。

【古伝】

十九年、甲寅、師六十八歳、八月十五日、骨清堂に隱遁して、弟子禅興をして自得の席に董らさしむ。師に退隱の偈有り。三十年來化城に立つ、宝所を点過し、群情に接す。累りに思う、寂室の好言語、死して巖根に在れば骨も亦清し。

【四会】

記載無し

令_三弟子禅興董_二自得席_一。有_二退隱偈_一曰。三十年來立_二化城_一。點_二過寶所_一接_二群情_一。累思寂室好言語。死在巖根骨亦清。

十九年、甲寅、師六十八歳、八月十五日、隱遁于骨清堂、而令弟子禅興董自得之席、師有退隱偈、三十年來立化城、點過宝所接群情、累思寂室好言語、死在巖根骨亦清、

(69) 享保二十年六十九歳

(70) 享保二十一年 元文元年七十歳

(71) 元文二年七十一歳

(72) 元文三年（一七三八）七十二歳

元文三年、戊午、師七十二歳、九月十九日、惟久公逝法号自得寺殿

【禅僧】

記載無し

【古伝】

元文三年、戊午、師七十二歳、九月十九日、惟久公逝く。法号は自得寺殿なり。

【四会】

記載無し

(73)元文四年(一七三九)七十三歳

【禅僧】

七十三歳。創_二建自得寺山門_一。先_レ是惟久公逝。號_二自得寺殿_一。至_レ是嗣子忠就。奉_二先公遺命_一。爲_二喜捨淨財并良材_一。

七十三歳、自得寺の山門を創建す。是より先に、惟久公逝く。自得寺殿と号す。是に至つて嗣子の忠就、先公の遺命を奉り、為に淨財并びに良材を喜捨す。

【古伝】

四年、巳未、師七十三歳、創建自得寺山門、六月既成、承先君、惟久公遺囑、嗣君忠就公賜淨資及良材、十二月、自得寺禅興、転版于花園第一座、号梁溪

四年巳未、師七十三歳、自得寺の山門を創建す。六月既に成る。先君惟久公の遺囑を承け、嗣君の忠就興、花園第一座に転版し、梁溪と号す。

【四会】

記載無し

(74) 元文五年七十四歳

(75) 元文六年（寛保元年）七十五歳

(76) 寛保二年七十六歳

(77) 寛保三年（一七四三）七十七歳

【禅僧】

是時筑後久留米有馬頼僮侯亦禮師。有興一寺以師爲開山之
意。使朝日寺主敦請師。師笑曰。命在旦暮。何恃敢奉命乎。寺主
曰。師如不諾。余不敢反。屢請不已。師乃強從之。

是の時、筑後、久留米の有馬頼僮侯、亦た師を礼す。一寺を興建し、
師を以て開山に爲すの意有り。朝日寺主をして、敦く師を請せしむ。
師、笑つて曰く、命は旦暮に在り。何を恃んでか、敢えて命を奉ぜし
やと。寺主曰く、師如し諾せざれば、余、敢えて反らず。屢々、請う
て已まず。師、乃ち強いて之に従う。

【古伝】

寛保三年、癸亥、師七十七歳、九月、久留米大守有馬頼僮公、発興建
密願道場誓、而降命鱗滔天、將請師爲開山、然寺宇未始工、故甲子春
間、計設一会於梅林、決百事於会中、於是鱗滔天馳朝日寺主修書敦請
師、々笑曰、老懶日加、有何頼、孰循之耶、寺主曰、不敢帰、屢請不
已、師拄循之、

寛保三年、癸亥、師七十七歳。九月、久留米の大守、有馬頼僮公、密
願道場を興建するの誓いを発して、鱗滔天に降命し、將に師を請して
開山に爲さんとす。然るに寺宇未だ工を始めず。故に甲子の春の間、
計つて一会を梅林に設け、百事を会中に決す。是に於て鱗滔天、朝日
寺主に馳せ、書を修め師を請う。師笑つて曰く、老懶日加う。何んの
頼りか有る。孰か之に循うや。寺主曰く、諾せざれば、敢えて帰らず。
屢々、請うて已まず。師、之に拄循す。

【四会】
記載無し

(78)寛保四年、延享元年（一七四四）七十八歳

【禅僧】

七十八歳。是歳正月始往久留米。從者十餘人。及入久留米界。遐邇男
女老幼。競走拜瞻者塞途。邑吏及官吏護之。師深厭之。臨城市。
則道俗迎于郊。導到梅林寺而館焉。大夫及有司來謁見。頼僮侯亦
或入寺聽法。或迎師于城中。展待。親給菜具。師在梅林寺。說法
三旬余。侯命有司。備四供養。清衆二百餘員。士庶翕然嚮化者。不
可勝計。二月廿五日。到十三部。相地定寺基。山曰慈雲。寺曰福聚。
有偈曰。祇林繁衍慈雲濕。福聚無量鎮國家。插草先看萬年兆。松間競
發白桃花。祈禱終而給嘉膳。忽有甘露降。師膳者二滴。結成小顆。
其色如鉛錫。有司取獻于侯。侯以爲師高德之所感焉。侯命匠工
寫殿堂圖。命畫工寫師容貌。師將歸。侯厚贈之。從者等皆與焉。
大夫及有司來別謝誨。既發梅林。有司送之於寺郊。者步騎相接。咸
盡敬禮而別。師既歸。侯使小臣於日州。厚賂不絕。師亦屢馳使
僧於久留米。侯引見使僧親詢安否。畢賜饌于梅林亭。加以贖儀。
侯又使裱褙師壽像一幅。置一於自得寺。一於福聚寺。命師自讚

七十八歳、是の歳の正月、始めて久留米に往く。從者十餘人。久留米
界に入るに及んで、遐邇の男女、老幼、競争し、拜瞻の者途を塞ぐ。
邑吏及び官吏、之を護る。師、深く之を厭う。城市に臨んで則ち道俗
郊に迎え、導いて梅林寺に到つて館す。大夫及び有司來つて謁見す。
頼僮侯、亦、或は寺に入つて法を聴き、或は師を城中に迎え、展待し、
親しく菜具を給す。師、梅林寺に在つて說法すること三旬余なり。侯、
有司に命じて四供養を備う。清衆二百餘員。士庶翕然し、化を嚮ける
者、勝計すべからず。二月二十五日、十三部に到つて地を相し、寺基
を定む。山を慈雲と曰い、寺を福聚と曰う。偈有つて曰く、祇林繁衍
し、慈雲湿う、福聚無量、國家を鎮む。草を挿し、先づ看る、万年の
兆しを、松間、競い発く白桃の花と。祈禱終つて嘉膳を給す。忽ち甘
露有つて、師の膳に降ること三滴、結んで小顆と成る。其の色、鉛賜
の如し。有司取つて侯に獻ず。侯、以て師の高徳の感ずる所と爲す。
侯、匠工に命じて殿堂の図を写す。画工に命じて、師の容貌を写す。
師、將に帰らんとす。侯、厚く之を贈る。從者、等しく皆与かる。大
夫及び有司、來つて別に誨を謝す。既に梅林を發す。有司、之れを寺
の郊に送る者、步騎相接す。咸な敬礼を尽して別る。師、既に帰る。

侯、小臣を日州に使いし、厚賜絶えず。師、亦、屢々、使僧を久留米に馳す。侯、使僧に引見し、親しく安否を詢う。畢に梅林亭を賜饌し、加えて贖儀を以てす。侯、又、師の寿像二幅を袷襦せしむ。一を自得寺に、一を福聚寺に置く。師に命じて自讃す。

【古伝】

延享元年、甲子、師七十八歳、正月法泉寺主遠来迎師、々遂起骨清堂、從者十余人、馱路迢通、行入米疆、則遐邇男女老幼、競走拝瞻者塞途、邑吏及官吏警蹕之、師深以厭之、臨城市則道俗出迎于郊、誘引到梅林寺也、太夫及有司各来謁見、頼懂公或入寺聞法、或迎城中展待公手賜菜具也、師於梅林寺說法三旬有余、公降命有司備四供養、清衆二百余員、士庶翕然嚮化者不可拳計、二月廿五日、到十三部而相土引繩定寺基、改山号寺号慈雲山福聚寺是也、師有偈、祇林繁衍慈雲濕、福聚無量鎮国家、挿艸先看万年兆、松間競發白桃花、祈禱終而賜喜膳、偶有天露落師膳者三滴目、結成小顆、其色如鉛錫、有司扱而白公、々々以為師高德所感也、或命匠人写殿堂等図、或命侍臣羈權藏、屢写師面相、或以上使賜蒸菓、会終而臨辞帰、又以上使賜贖儀、白銀五十枚、羽二重五疋、昆布一箱、從者一々賜贖儀若干、太夫及有司各来伸謝、師發梅林也、有司或出送于寺、或走送于遠、或騎或步、厚其礼余類可知、咸出、公深旨者也、從甲子至己巳中間、公屢馳小吏於日州賜師厚賜。若干、師亦屢馳使僧於米府貢幣物、公召使僧於城中親自詢師安否、加之命厨吏於梅林寺賜嘉膳、每歸賜贖儀、方金五顆也、写師寿像二幅、面相羈權藏等
其余三谷仙雪写於江府加袷襦、一幅賜自得寺、一幅賜福聚寺、各

延享元年、甲子、師七十八歳。正月、法泉寺主、遠来して師を迎う。師、遂に骨清堂を起つ。從者十余人。馱路迢通、行きて米疆に入る。則ち遐邇の男女、老幼、競争拝瞻の者、途を塞ぐ。邑吏及び官吏、之を警蹕す。師、深く以て之を厭う。城市を臨むに、則ち、道俗出でて郊に迎え、誘引して梅林寺に到る。太夫及び有司、各々の来つて謁見す。頼懂公、或は寺に入つて法を聞き、或は城中に迎えて展待す。公、手より菜具を賜うなり。師、梅林寺に於て說法すること三旬有余。公、有司に降命し、四供養を備う。清衆二百余員。士庶翕然、化を嚮ける者、拳計すべからず。二月二十五日、十三部に到り、土を相して繩を引き、寺基を定め、山号、寺号を慈雲山福聚寺と改む、是れなり。師に偈有り。祇林繁衍し、慈雲湿う、福聚無量、国家を鎮む。艸を挿し、先づ看る、万年の兆しを、松間、競い發く白桃の花と。祈禱終つて喜膳を賜う。偶々、天露有つて、師の膳に三滴目を落ち、結んで小顆と成る。其の色は鉛錫の如し。有司扱り公に曰す。公、以て師の高徳の感ずる所と為す。或は匠人に命じて、殿堂等の図を写し、或は侍臣、羈權藏に命じ、屢々、師の面相を写す。或は上使を以て蒸菓を賜う。会終つて辞帰に臨む。又、上使を以て贖儀を賜う。白銀五十枚、羽二

命師自讚也、慈雲山開土際、一白狐、一白蛇出、丁徒屢見之、鱗滔天
修書告之師、々謂此吉慶二事、
公聞之、前所謂露結成顆、与此二事合稱為慈雲山三吉祥、

重五疋、昆布一箱。從者も一臚儀若干を賜う。太夫及び有司、各の
來つて謝を伸ぶ。師、梅林を發つ。有司、或は出でて寺に送り、或は
走つて遠に送り、或は騎り、或は歩き、厚い其の礼の余類、知るべし。
成な公の深旨より出づることなり。甲子従り己巳に至る中間、公、
屢々、小吏を日州に馳せ、師の厚祝の若干を賜う。師、亦、屢々、使
僧を米府に馳せ、幣物を貢ず。公、使僧を城中に召して、親しく自ら
師の安否を詢う。加^{しゆのみなう}之ず、厨吏に命じて梅林寺に於て嘉膳を賜う。歸
婦の毎に臚儀を賜う。方に金五顆なり。師の寿像二幅を写す。(面相は
鶴権藏の写、其の余は、三谷仙雪の写) 江府に於て袷装を加う。一幅
は自得寺に賜い、一幅は福聚寺に賜う。各の師に命じて自ら讚す。慈
雲山の開土の際、一白狐、一白蛇出づ。丁徒、屢々、之を見る。鱗滔
天、書を修し、之を師に告ぐ。師、此れ吉慶の二事と謂う。公、之を
開き、前の謂う所の露結んで顆と成る。此の二事と合し、稱して慈雲
山の三吉祥と為す。

【四会】

記載無し

(79) 延享二年七十九歳

(80) 延享三年八十歳

(81) 延享四年八十一歳

(82) 延享五年、寛延元年八十二歳

八十二歳。應薩州大龍寺請。使眞翠巖代講臨濟録。師唯主參禪。清衆二百五十員。

【禪僧】

八十二歳、薩州の大龍寺の請に応ず。眞翠巖をして、代つて臨濟録を講ぜしむ。師、唯だ參禪を主とす。清衆二百五十員。

【古伝】

寛延元年、戊辰、師八十二歳、閏十月、應薩州大龍寺請、使眞翠巖代講臨濟録、師唯主參禪、清衆二百五十員、

寛延元年、戊辰、師八十二歳。閏十月、薩州の大龍寺の請に応ず。眞翠巖をして、代つて臨濟録を講ぜしむ。師、唯だ參禪を主とす。清衆二百五十員。

【四会】

記載無し

(83) 寛延二年八十三歳

【禪僧】

八十三歳。應志布子大慈寺請。二十日間法施。預修開山佛智大通禪師四百年諱。已而歸骨清堂。時福聚寺經營略成。是歳十月。師到梅林寺。侯厚待如前日。侯又定福聚寺寺祿。爲二百五十石。手自取印書授師。其餘莊嚴器物。悉寄附焉。十二月三日師奉侯命入寺開堂演法。咸依古例。侯族有馬右膳代侯門迎。官吏臨監。厨吏營辨齋食。諸山來賀。侯以使贈昆布十把方金三顆。爾後凡百循叢規。

八十三歳、志布子の大慈寺の請に応ず。二十日間法施す。預め開山佛智大通禪師の四百年諱を修し已つて骨清堂に歸る。時に福聚寺の経営、略ぼ成る。是の歳十月、師、梅林寺に到る。侯、厚く待すること前日の如し。侯、又、福聚寺の寺祿を定め、二百五十石と爲し、手自ら印書を取つて師に授く。其の余の莊嚴、器物、悉く寄附す。十二月三日、師、侯命を奉り寺に入つて開堂し、演法す。咸な古例に依る。侯の族、有馬右膳、侯に代つて門迎す。官吏、臨監、厨吏、齋食を營辨す。諸山來賀す。侯、使いを以て昆布十把、方金三顆を贈る。爾後、凡百、

叢規に循う。

【古伝】

二年、己巳、師八十三歳、大龍寺臨濟録会終、尋志布子大慈寺請大龍、清衆拳相從、一会二十日法施、二月十八日、預修開山弘智大通禪師四百年諱、三月骨清堂矣、頼僮公經營福聚寺、十月胡首座遠來告組成、師遂起骨清堂而到梅林寺、太夫及有司各來謁見、公或入寺、或迎城中對顔、或迎花畑、殿中賜嘉膳且永也、二百五十石寺産之印證公手賜師、供仏百器及什具等悉備矣、奉辟命十二月三日入寺、命公族有馬右膳代令門迎、官吏警蹕前後、厨吏營弁齋食、法規攀例、祝香、諸山同來賀、次日以工使、賜昆布十把、方金三顆也、爾後凡百循叢規、一日、公懇遺内使令師書山門及本堂額字、師固辭不可從命、書慈雲山山門福聚寺本堂、

二年、己巳、師八十三歳。大龍寺の臨濟録会終わる。尋いで志布子の
大慈寺の大龍の請に應ず。清衆、拳して相從う。一会二十日、法施す。
二月十八日、預め開山弘智大通禪師の四百年諱を修す。三月、骨清堂
に歸る。頼僮公、福聚寺を經營す。十月、胡首座、遠來し、組成を告
ぐ。師、遂に骨清堂を起つて梅林寺に到る。太夫及び有司、各の來つ
て謁見す。公、或は寺に入り、或は城中に迎へ對顔し、或は花畑に迎
え、殿中に嘉膳を賜い、且つ永し。二百五十石の寺産の印證、公手つ
から師に賜う。供仏、百器及び什具等、悉く備う。辟命を奉つて、十
二月三日、寺に入る。公族、有馬右膳に命じて、代つて門迎せしむ。
官吏前後を警蹕す。厨吏、齋食を營弁す。法規は例に攀よず。祝香。諸
山同じく來つて賀す。次の日、工使を以て昆布十把、方金三顆を賜う。
爾後、凡百、叢規に循う。一日、公、懇ろに内使を遣わし、師をして
山門及び本堂の額字を書かしむ。師固辭す。命に従うべからずして、
慈雲山の山門及び福聚禪寺の本堂に書す。

(84) 寛延三年八十四歳

【禪僧】

八十四歳。慶長州長府侯請。乃與鱗滔天梅林住持結伴。詣太宰府天滿宮。
自小倉渡海入長府。藩主及有司郊迎。到日頼寺。住持園梁雲。屈

八十四歳、長州の長府侯の請に應ず。乃ち鱗滔天（梅林住持）と結伴
す。太宰府天滿宮に詣で小倉より長府に入る。藩主及び有司郊迎す。

尊爲侍者。贊佐化儀。法施一七日而歸。再經太宰府。請得聖廟一小石以反。爲福聚寺鎮守。師用衣鉢餘資。構小室於山内。扁曰濟松軒。有偶作偈曰。溪山松老幾千株。茅屋扁題稱祇呼。四顧眼青蒲席外。休論境致說之乎。有馬家曾獲暹羅國所造釋迦葉阿難。二古像。以爲福聚寺本尊。安坐供養。師有偈曰。西天此土現金容。戮化二尊振正宗。不用兔毫默雙眼。薰風吹起萬年松。造建僧堂。扁曰選佛場。鱗滔天再建化龍閣。既落。請師三日說法。八月。往日州。修先侯自得寺殿十三回諱。師竊以謂。當葬臭骨於此地。忠就侯亦有投轄之意。時賴僮侯在江府。遙察薩侯留師之情。命國老令迎師。師顧念其禮厚信深。不得已告別而歸。妙心寺馳使僧勤請於師。視篆妙心。賴僮侯亦勤之。師謝曰。德薄躬衰。豈願費千金。莊嚴臭骨乎。吾寺以黑衣爲主。是余之所希也。意不從。

三年、庚午、師八十四歲、二月上浣、赴長州長府侯請、與鱗滔天結伴、詣太宰府天滿宮、過豊前開善寺、渡海而入長府、則藩老及有司且道俗迎途、到日賴寺、住持園梁雲、屈尊爲侍者而佐贊化儀、師法施一七日

日賴寺に到り住持園梁雲、尊を屈して侍者と爲り、化儀を贊佐す。法施十七日にして歸る。再び太宰府を経て聖廟の一つの小石を請い得て以て反り、福聚寺の鎮守と爲す。師、衣鉢の余資を用い、小室を山内に構え、扁して濟松軒と曰う。偶作の偈有つて曰く、溪山松老、幾千株、茅屋扁題、稱して祇だ呼ぶ、四顧眼青し、蒲席の外、境致を論じて之乎を説くことを休めよ。有馬家、曾つて暹羅國の造する所の釈迦・迦葉・阿難の三古像を獲て、以て福聚寺の本尊と爲し、安坐供養す。師に偈有つて曰く、西天此土、金容を現す、二尊を翼化し、正宗を振るう。用いず兔毫、双眼に点ずるを、薰風吹き起す万年の松と。僧堂を造建す。扁して選佛場と曰う。鱗滔天、化龍閣を再建し、既に落す。師を請うて三日說法す。八月、日州に往き、先侯自得寺殿の十三回諱を修す。師、竊かに以て謂う、當に臭骨を此の地に葬るべし。忠就侯、亦、投轄の意有り。時に賴僮侯、江府に在り。遙かに薩侯、師を留むるの情を察し、國老に命じて師を迎えしむ。師、其の礼厚く、信深きを顧念し、已むを得ず別れを告げて歸る。妙心寺は使僧を馳せて師を勧請し、妙心に視篆す。賴僮侯、亦之を勧む。師謝して曰く、德薄く躬衰う。豈に千金を費やして臭骨を莊嚴するを願わんや。吾が寺は、黑衣を以て主と爲す。是れ余の希む所なり。竟に従わず。

【古伝】

三年、庚午、師八十四歲、二月上浣、長州の長府侯の請に赴く。鱗滔天と結伴す。太宰府天滿宮に詣で豊前開善寺を過ぎ、海を渡つて長府に入る。則ち藩老及び有司、且つ道俗、途に迎う。日賴寺に到り住持

帰、路再經由太宰府、請神廟一小石、以充福聚鎮守、永世不朽神体、
下浣歸慈雲山也、公命有司、建禁制札及禁酒石碑也、師用衣鉢鉢資、
構小室於山内、四月、既成、扁曰濟松軒、以為禪餘燕息之所、師有偶
作偈、溪山松老幾千株、茅屋扁題稱祖呼、四顧眼青蒲外、休論境致說
之乎、有官命而曾於長崎獲暹羅國南天竺、製作釈迦迦葉阿難古像、以充福
聚寺本尊、遂於京都加莊飾、五月下浣、既至、六月十六日安座供養、
師有偈、西天此土現金容、猊化二尊振正宗、不用兔毫点双眼、薰風吹
起万年松、師白官家設僧堂、七月上浣、既成、扁曰選仏場也、鱗滔天
再興化龍閣、七月下浣、既成、安座供養、請師三日説法、師有偈、烟
雲改觀化龍閣、輪奐添輝樹大功、余烈猶存百年後、法孫泉湧鼓宗風、
八月上浣、師赴日州、而修先大檀越

自得寺殿十三回諱法會、師竊以謂、我願還地大時此土焉、

忠就公亦頗有投轄情、于時

頼僮公在江府、已察彼旨遠、命国老令迎師、々顧其礼厚共信深、不得
已告再来之状矣、妙心寺南化徒弟、遠馳使僧伸福聚創建賀、且一山諸
老、欲勸師視篆花園奉 天敕 頼僮公亦專其志、師敬聽曰、涼德殊哀
老、豈費千金紫飾腐躬耶、吾山代々以黑衣長老為主、是予所希意不從、

園梁雲、尊を屈して侍者と為り、化儀を佐賛す。師の法施十七日にし
て帰る。再び太宰府を經由して神廊の一つの小石を請うて以て福聚の
鎮守に充つ。永世、神体朽ちず。下浣、慈雲山に帰る。公、有司に命
じて、禁制の札及び禁酒の石碑を建たす。師、衣鉢の余資を用い、小
室を山内に構う。四月既に成る。扁して濟松軒と曰い、以て禪余燕息
の所と為す。師に偶作の偈有り。溪山松老、幾千株、茅屋扁題、稱し
て祇だ呼ぶ、四顧眼青し、蒲席の外、境到を論じて之乎を説くことを
休めよと。官有つて命じて、曾つて長崎に於いて、暹羅国（南天竺な
り）の製作の釈迦・迦葉・阿難の古像を獲て、以て福聚寺の本尊に充
つ。遂に京都に於いて裝飾を加う。五月下浣、既に至る。六月十六日、
安坐供養す。師に偈有り。西天竺土、金容を現ず、二尊を翼化し、正
宗を振るう。用いず兔毫、双眼に点するを、薰風吹き起こす万年の松
と。師、官家に白して僧堂を設く。七月上浣、既に成る。扁して選佛
場と曰う。鱗滔天、化龍閣を再興す。七月下、浣既に成る。安坐供養
す。師を請うて三日説法す。師に偈有り。烟雲、化龍閣を改觀し、輪
奐輝きを添え大功を樹つ。余烈猶存す百年の後、法孫泉湧し、宗風を
鼓すと。八月上浣、師、日州に赴いて、先の大檀越、自得寺殿の十三
回諱の法会を修す。師、窃かに以て謂う、我、地大の時、此の土に還
ることを願う。忠就公、亦、頻りに投轄の情有り。時に頼僮公、江府
に在り。已に彼の旨遠を察し、国老に命じて師を迎えしむ。師、其の
礼厚く、其の信深きを顧みて、已むを得ず、再来の状を告ぐ。妙心寺
の南化の徒弟、遠く使僧を馳せて、福聚寺の創建の賀を伸ぶ。且つ一
山の諸老、師を花園に視篆するを勧めんと欲し、天勅を奉る。頼僮公、

亦其の志を専らにす。師敬聴して曰く、徳涼く、殊に衰老す。豈に千金を費やして、腐躬に紫飾せんや。吾が山は、代々黒衣の長老を以て主と為す。是れ余の希む所なり。竟に従わず。

【四会】

記載無し

(85) 宝暦元年八十五歳

【禅僧】

翌年二月。歸_二福聚寺。點_二眼韋駄尊天。偈曰。金剛寶杵攘_二災障_一厨庫康寧轉_二三輪_一。匪_三啻_二三洲要_一護法。國家永鎮幾千春。四月上浣。示_二微恙_一。一日率_二執事及侍者_一登_二東岳_一。以_レ杖畫_レ地曰。崦嵫已逼。餘暉無_レ幾。埋_二我於_レ此。銘塔曰_二寂照_一。若或分_二骨于_二自得亦可也。大夫聞_レ之。命_レ醫診_レ之。告_二師病狀於_二日州及江府_一。師一日謂_二侍者_一曰。我病不_二復起_一。服_レ藥無_レ益。大夫聞_レ之勸_レ樂。師不_二敢拒_一。侯既發_二江府_一在_二途中_一。聞_二師病狀_一。馳_レ使慰問。命_二醫_一侍焉。四月二十四日。書_二辭_一。世偈曰。好不啣喙。八十五年。翻身一擲。捧_二殺青天_一。書_二一紙_一。分_二與福聚與_二自得_一。二十五日使_二興梁溪詣_二太宰府廟_一。謝_二現世護法神恩_上。午時聚_レ衆遺誠。音吐不_レ異_レ於_レ常。子時泊然而寂。茶毘獲_二舍利十餘顆_一。光彩灼然。葬儀之間。紫雲東出蓋_レ之。及_二儀畢_一。乃西滅。侯賻_二白銀二十錠_一。次日使來贈_二香華資銀十錠_一。其禮遭之厚如_レ此。

翌年二月、福聚寺に帰り、韋駄尊天を点眼す。偈に曰く、金剛宝杵、災障を攘う、厨庫康寧、二輪を転ず。啻だに三洲、護法を要するのみに匪ず、国家永く鎮す、幾千春。四月上浣、微恙を示す。一日、執事及び侍者を率いて東岳に登る。杵を以て地を画して曰く、崦嵫已に逼り、余暉幾無し。我を此処に埋め、塔を銘じて寂照と曰え。若し或いは骨を自得に分かつも亦可なりと。大夫之を聞いて医に命じて之を診る。師の病状を日州及び江府に告ぐ。師、一日侍者に謂つて曰く、我が病は復た起たず。薬を服するも益無しと。大夫、之を聞いて薬を勧めむ。師、敢えて拒まず。侯、既に江府を発つて途中に在り。師の病状を聞いて使いを馳せて慰問し、二医に命じて侍す。四月二十四日、辞世の偈を書して曰く、好不啣喙、八十五年、翻身一擲、青天を捧殺す。二紙に書して福聚と自得とに分与す。二十五日、興梁溪をして太宰府の廟に現世の護法の神恩を謝せしむ。午の時、衆を聚め遺誠す。音吐

宝曆改元、辛未、師八十五歳、二月発日州而帰福聚寺矣、曾有官命而新彫刻三州護法韋氏尊天一軀、既從京都至、同月十九日、安置庫院、師有開光偈、金剛宝杵攘災障、厨庫康寧轉二輪、匪啻三洲要護法、国家永鎮幾其塔、四月上浣、偶示微疾、一日率執事及侍者登東丘、以杖畫地曰、崦嵫已逼余暉無幾、其塔吾于茲而名寂照焉、若或分骨自得寺亦佳乎、太夫聞此事大驚命衆医診之、下浣馳使於日州、告師病狀、遂興梁溪金丸彦兵衛（師の肉姪なり）、不遠千里飄然來執藥侍、五月上浣、有司使鱗滔天書師病狀馳小吏於江府達、公也、曾有官命而新彫刻文殊菩薩財童子優填王、既從京都至、師病狀有開光偈、三世十方称覚母、仰瞻七仏一尊師、扶桑感動勢宮勅、獅背光明滿四維、囑曰、吾歿後、請滔天和尚、令唱此偈修供安置選仏場、師一日謂侍者曰此病不起、從費医薬而已、不服薬、太夫有馬監物、聞此事俄遣使者勸薬、師不敢拒從之、公已発江府而在途中、太夫及有司屢馳小吏師病狀達公、公懇以上使賜蒸菓、加之降命国老、令侍両医川崎由謙末安元理也、且命久保文右衛門令執病中諸事、十八日、師手書陳情文付鱗滔天曰、吾歿後官家、廿四日、書辞世偈曰、好不啞囉、八十五歳、翻身一擲、捧殺青天、書畢与士範囑曰、永鎮福聚、又書一紙与梁溪曰永鎮自得、廿五日晨、使興梁溪詣、

くは常と異ならず。子の時、泊然として寂す。茶毘して舍利十余顆を獲る。光彩灼然、葬儀の間、紫雲東より出でて之を蓋う。儀畢わるに及んで乃ち西に滅す。侯、白銀二十錠を賻し、次の日、使い來たつて、香華資銀十錠を贈る。其の礼遇の厚きこと此の如し。

【古伝】

宝曆改元、辛未、師八十五歳、二月、日州を發つて福聚寺に歸る。曾つて官有つて命じて、新たに三州護法の韋氏尊天一軀を彫刻す。既に京都從り至る。同月十九日、庫院に安置す。師に開光の偈有り、金剛宝杵、災障を攘う、厨庫康寧、二輪を転ず。啻だに三洲、護法を要するのみに匪ず、国家永く鎮す、幾ばくか其の塔。四月上浣、偶々微疾を示す。一日、執事及び侍者を率いて東岳に登る。杖を以て地を画して曰く、崦嵫已に逼り、余暉幾無し。其の塔に吾れ茲で寂照と名づく。若し或いは骨を自得寺に分かつも亦佳しと。太夫此の事を聞いて大いに驚き衆医に命じて之を診る。下浣、使を日州に馳せ、師の病狀を告ぐ。遂に興梁溪、金丸彦兵衛（師の肉姪なり）千里を遠しとせず飄然と來たつて薬侍に執す。五月上浣、有司、鱗滔天に師の病狀を書かしめ小吏を江府に馳せしめ公に達す。曾つて官吏つて命じて新たに文殊菩薩、財童子、優填王を彫刻す。既に京都從り至る。師、病狀をして開光の偈有り、三世十方覚母と称す、七仏一尊師を仰瞻す。扶桑の感動、宮勅を勢す、獅背の光明四維に滿つ。囑して曰く、吾が没後、滔天和尚を請うて、此の偈を唱え、供を修して選佛場に安置せしめよ。師、一日侍者に謂つて曰く、此の病は起たず。医薬を從費するのみ。

太宰府廟代謝現世護法神恩、午中刻、寢室聚衆遺誠、告辞音声、不異尋常已垂、子中刻、泊然入寂、廿六日有司馳急使於日中、達師喪於公、又馳宮使於日州、告師喪也、依法荼毘、得舍利十餘顆、靈光章灼矣、廿八日葬儀紫雲出東而成蓋、及葬儀畢収西也、諸山同來弔、寺社奉行服部忠兵衛及頭役嶋田丹右衛門出守之中小姓、矢嶋宗宇兵衛及足輕十二人出警固之、公賜賻儀白銀二十枚、次日特以上使賜香奠白銀十枚、公深寵師、厚礼余類可知也、師始住大光寺終福聚寺、中間四十余年、鉗鎚衲子、利濟士庶者不可拳計、応諸刹請提唱祖録經論者其數及歲月等、具不記、捺臆屈指粗勅如前、

宝曆元、辛未歲、九月、

藥を服せず。太夫有馬監物、此の事を聞いて、俄に使者を遣わし藥を勸む。師、敢えて之に従つて拒まず。公、已に江府を発つて途中に在り。太夫及び有司、屢々小吏を馳せ、師の病状、公に達す。公懇ろに上使を以て蒸菓を賜う。加之のみならず国老に降命して、両医、川崎由謙、未安元理を侍せしむ。且つ久保文右衛門に命じ、病中の諸事を執らすむ。十八日、師、手づから陳情の文を書し、鱗滔天に付して曰く、吾が没後、官家に達せよ。二十四日、辞世の偈を書して曰く、好不啣啻、八十五年、翻身一擲、青天を捧殺す。書き畢つて土範に与え、囑して曰く、永く福聚を鎮めよ。又、一紙を書して梁溪に与えて曰く、永く自得を鎮めよ。二十五日の晨、興梁溪をして太宰府の廟に現世の護法の神恩を代謝せしむ。午中の刻、寢室に衆を聚め遺誠す。辞を告げるの音声、尋常の已垂ならず。子中の刻、泊然として寂に入る。二十六日、有司、急使を日中に馳す。師の喪、公に達す。又、宮使を日州に馳し、師の喪を告げるなり。法に依つて荼毘し、舍利十餘顆を得る。靈光章灼。二十八日、葬儀に紫雲東より出で成蓋す。葬儀畢わるに及んで西に収まる。諸山同じく来たつて弔う。寺社奉行、服部忠兵衛、及び頭役、嶋田丹右衛門出守の中小姓、矢嶋宗宇兵衛及び足輕十人出で之を警固す。公、賻儀の白銀二十枚を賜う。次の日、特に上使を以て香奠の白銀十枚を賜う。公、深く師を寵み、厚き礼の余類は知る可し。師、始め大光寺に住し、福聚寺に終わる。中間四十余念、衲子に鉗鎚し、士庶を利濟すること拳計す可からず。諸刹の請に応じて、祖祿、經論を提唱すること、其の數歲月等に及ぶ。具さに記せず。指を屈指粗勅を捺臆するは前の如し。

宝曆元、辛未の歳、九月。

【四会】

師平生不衣繪帛、布服儉素類、泰布衲、責以老齡服繪帛、若夫覲資有餘長、則津給僧侶并孤獨等、寺之東、管神之社、下手關荊棘、充安壽塔、

師、平生、繪帛を衣ず。衣服は儉素、泰布衲に類す。責むるに老齡を以てして繪帛を服す。若し夫の覲資に余長有るときは、則ち僧侶並びに孤獨等に津給す。寺の東、管神の社、手を下して荊棘を闢き、壽塔を安んずるところに充つ。